

信州ブレイブウォリアーズ

ウォリアーズタウン 後援会  
会則

# 信州ブレイブウォリアーズ ウォリアーズタウン後援会 会則

## 第1条 (名称)

本会は、「信州ブレイブウォリアーズ ウォリアーズタウン後援会」と称する。

2. 略称を「ウォリアーズタウン後援会」とする。

## 第2条 (事務所)

本会の事務所を長野県千曲市に置く。

## 第3条 (目的)

本会は、「信州ブレイブウォリアーズ」の活動を多面的に支援し、その発展をサポートすると共に、会員並びに関係諸団体との相互理解と連携を図り、「信州ブレイブウォリアーズ運動」を通じ、豊かな未来の地域創造に寄与することを目的とする。

## 第4条

本会は、特定の個人及び法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

## 第5条 (事業)

本会は前条の目的を達成する為に信州ブレイブウォリアーズの運営会社と連携し、相互理解を得ながら、次の事業を行う。

- (1) 信州ブレイブウォリアーズに対する物心両面にわたる支援活動事業
- (2) スポーツ文化の振興や青少年の健全育成を含んだ地域開発事業
- (3) 信州ブレイブウォリアーズの広報・宣伝事業
- (4) 会員拡張と会員相互の親睦を図る事業
- (5) その他本会の目的を達成する為に必要な事業

## 第6条 (会員)

本会の会員は、会の目的に賛同する個人・個人事業者又は法人若しくは団体とする。

## 第7条 (入会および休会、退会)

会員となるには、所定の様式による申込み、並びに会費を納入し、入会とする。

2. 本会を退会する会員は、退会届を役員会に提出しなければならない。その際、会費は返還しないものとし、当該年度会費及び、その他未納金は納入しなければならない。
3. 会員は、健康その他正当な理由により事業を長期に亘り参加出来ない時は、休会出来るものとする。その際には、休会届けを役員会に提出する。
4. 会費を滞納した者または本会の名誉を汚した者は、役員会の決議により除名される事がある。

## 第8条 (役員)

本会に次の役員をおく。

会長	1名	副会長	若干名
参与	若干名	監事	2名
実行委員会委員長	1名	実行委員会副委員長	若干名
事務局長	1名		

#### 第9条（名誉会長及び顧問）

本会に名誉会長及び顧問を設置する事が出来る。名誉会長及び顧問は会長が推薦する。

#### 第10条（役員を選出）

総会において役員を選出し、役員会において会長を決定する。

2. 副会長は役員会において会長が選任する。
3. 参与は役員会において選出する。
4. 実行委員長並びに副実行委員長は、役員会において役員より選出する。
5. 監事は、総会において会員より選出する。
6. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### 第11条（役員の仕事）

会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。

2. 役員は役員会を構成し会務を処理する。
3. 監事は、事業及び会計を監査する。

#### 第12条（会議）

会議は総会、役員会および実行委員会とする。

2. 総会は年1回会長が招集し、役員および監事の選出を行い、収支および事業報告ならびに事業計画を行う。
3. 臨時総会は必要に応じて会長が招集する。
4. 役員会は、年2回定期的または臨時に開催し、事業計画、予算および決算その他重要な事項を議決し、実行委員会はその議決の基、会の目的遂行する為の事業遂行と本会の運営を行う。
5. 総会および役員会の議長は会長が務める。
6. 実行委員会は、随時実行委員長が招集し、開催する。

#### 第13条（会計）

本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入により賄う。年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日迄とする。

#### 第14条（会費、継続・更新）

会費、個人・個人事業者会員年額	1口	1万円（税込）
法人会員年額	1口	3万円（税込）
サポートショップ会員年額	1口	1万円（税込）

複数口の加入を妨げない。

尚、新規会員は入会金として金3,000円を納入するものとする。

2. 個人及び法人会費、サポートショップ会費については、「ウォリアーズタウン後援会」事務局へそれぞれ納入するものとする。
3. 退会時の会費の返還は行わない。

#### 第 15 条（部会の設置）

本会は、目的遂行の為、実行委員会内に部会を設けることが出来る事とする。

2. 部会には、部会長 1 名、副部会長及び部員を置く。
3. 部会長、副部会長は会員の中から会長が委嘱し、部員は会員をもって構成し、実行委員会の承認を得て部会長が任ずる。

#### 第 16 条

この会則に定めるもののほか必要な細則は、役員会の議決を経て会長が別に定める。

（付則）

1. 事務所は次の場所におく。  
〒387-0013 千曲市大字小島3145-1 CODYビル1F  
第12条の会計年度は、設立初年度については規定にかかわらず設立日より5月31日までとする。

#### 第 17 条（施行）

本会は平成24年8月1日より実施する。

平成 24 年 9 月 21 日 臨時総会にて一部改正

以下白紙